都市計画事業変更公告

機構公告第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和７年３月31日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長　藤田　耕三

1　都市計画事業の種類及び名称　横浜国際港都建設都市高速鉄道事業第７号相鉄・東急直通線

2　施行者の名称　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

3　事務所の所在地　神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地１

4　事業地の所在

神奈川県横浜市神奈川区羽沢町字長谷、字聖天、字天屋及び字大道、三枚町字上天屋、字向原、字向天屋、字天屋、字矢崎、字雌子坂、字八反町及び字西ノ脇並びに菅田町字川向、字根廻及び字富士下地内

同県同市港北区鳥山町字砂田及び字向判下、岸根町字砂田、新横浜一丁目、新横浜二丁目、新横浜三丁目、大豆戸町字道念前、字堤根、字塚田及び字下土浮、菊名七丁目、大倉山一丁目、大倉山三丁目、大曽根一丁目、樽町二丁目、綱島東一丁目、綱島東二丁目、綱島東四丁目、綱島西六丁目、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目並びに日吉本町一丁目地内

5　事業施行期間

（旧）自　平成25年１月７日
　　至　令和７年３月31日
（新）自　平成25年１月７日
　　至　令和８年３月31日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年３月31日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

１．⑶②ロ⑷のうち、「令和７年３月31日まで」を「令和８年３月31日まで」に改める。

１．⑶⑥イのうち、「令和６年４月27日から同年同月29日まで、同年５月３日から同年同月６日まで、同年８月10日から同年同月12日まで、同年８月17日、同年８月18日、同年９月14日から同年同月16日まで、同年９月21日から同年同月23日まで、同年12月28日、同年12月29日及び令和７年１月１日から